

定 款

公益社団法人国際農林業協働協会

公益社団法人国際農林業協働協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人国際農林業協働協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、農業及び食料に関する分野における諸外国との相互理解を増進するための事業並びに我が国の農林産物の輸出振興を図るための事業を行うことにより、我が国の農業及びその関連産業の健全な発達を促進し、諸外国との農業技術の交流等の事業を行うことにより、我が国農林業協力の円滑な推進を図り、政府の決定に基づき大規模かつ国際的な緊急食糧支援ニーズに円滑に対処するための緊急食糧支援に係る事業を実施し、並びに国際連合食糧農業機関（以下「FAO」という。）の事業目的の達成に協力し、もって我が国及び国際経済社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 我が国の農業及び食料に関する分野の実情及び政策の諸外国への広報
 - (2) 諸外国との農業及び食料に関する分野に係る交流
 - (3) 我が国に滞在する外国人が行う我が国の農業及び食料に関する分野の調査、研究及びその成果の普及に対する助成
 - (4) 我が国及び諸外国の農業及び食料に関する分野の調査、研究及びその成果の普及並びに情報の収集、整理及び提供
 - (5) 我が国の農林産物の輸出振興を図るための資料収集並びに調査及び研究
 - (6) 諸外国の林業に関する分野の情報の収集、整理及び提供
 - (7) 緊急食糧支援事業（大規模かつ国際的な緊急食糧支援ニーズに円滑に対処するため、政府の決定に基づき各種国際ルール等を遵守しつつ実施する、原則として政府保有米の貸付けによる緊急食糧支援に係る事業で、緊急食糧支援の実施に伴い、国に償還する際に発生すると見込まれる損失を補てんするもの。以下同じ。）
 - (8) FAOに関する資料及び情報の収集、出版物の刊行及びFAOの事業目的の国内への普及啓発並びにFAOがその事業目的達成に必要とする援助及び協力
 - (9) 農業生産者団体、NGO等が行う海外農業協力に対する指導及び助言
 - (10) 国、政府関係機関等が行う海外農業協力に関する諸事業に対する協力
 - (11) 海外農業協力に係る普及啓発
 - (12) 海外農林業協力を図る関係団体等の意見調整
 - (13) 海外農林業協力に係る国及び政府関係機関に対する意見具申
 - (14) その他協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に掲げる事業は、本邦又は海外において行うものとする。

第3章 会員

(協会の構成員)

第5条 協会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 協会の事業に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 前項のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下、「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(正会員の入会)

第6条 協会の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(正会員経費の負担)

第7条 正会員は、協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年度、会員総会において定める会費を支払うものとする。ただし、会員総会で別に定める者については、この限りでない。

(正会員の任意退会)

第8条 正会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(正会員の除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

- (1) この定款又は規則、規定等に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により正会員を除名するときは、当該正会員にあらかじめその旨を通知するとともに、除名に係る決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(正会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費納入すべき正会員であって、会費を引き続き3年以上納入しないとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 団体が解散したとき。

2 協会は、前項及び前2条の規定により正会員が資格を喪失しても、既に支払いを受けた会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(賛助会員)

第11条 協会の賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより、申込みをし、法人にあっては理事会の、個人にあっては会長の承認を受けなければならない。

2 賛助会員は、協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年度、会員総会において定める賛助会費を支払うものとする。

3 賛助会員は、協会が発行する資料等の配布を受けるほか、会長が適當と認める場合には協会の事業に参加することができる。

4 賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、協会を退会する。

(1) 退会の申出を行ったとき。

(2) 後見開始若しくは保佐開始の審判又は破産宣告を受けたとき。

(3) 死亡又は団体が解散したとき。

(4) 賛助会費を引き続き3年以上納入しないとき。

(5) 除名されたとき。

5 前項第5号の除名については、第9条の規定を準用する。

6 協会は、第4項の規定により賛助会員が資格を喪失し、退会しても、既に支払いを受けた賛助会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 会員総会

(構成)

第12条 会員総会は、すべての総正会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって、一般社団・財団法人上の社員総会とする。

(権限)

第13条 会員総会は、次の事項について決議する。

(1)会員の除名

(2)理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任

(3)理事及び監事の報酬等の額及び支給基準

(4)貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(5)定款の変更

(6)解散及び残余財産の処分

(7)その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 会員総会は、定期会員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時会員総会を開催する。

(招集)

第15条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

3 会長は前項の請求があったときは、6週間以内に会員総会を招集しなければならない。

4 会員総会を招集するときは、会員総会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面又は電磁的方法をもって開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 会員総会の議長は、当該会員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 会員総会において、正会員は、各1個の議決権を有する。

(決議)

第18条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 会員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって決議することができる。また、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第19条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員の中から会員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印する。

(会員総会の決議の省略)

第20条 理事又は正会員が会員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会員総会の議決があつたものとみなす。

(会員総会への報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対して会員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を会員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の会員総会への報告があつたものとみなす。

第5章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第22条 協会に、次の役員を置く。

(1) 理事5人以上7人以内

(2) 監事2人

2 理事のうち1人を会長とし、一般社団・財団法人法第91条第1項第1号の代表理事とする。

3 会長以外の理事のうち1名を専務理事とし、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 協会に会計監査人1名を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

- 第23条 理事及び監事並びに会計監査人は、会員総会の決議によって選任する。
- 2 会長及び専務理事は理事会の決議によって、理事の中から選定する。
 - 3 監事は、協会の理事又は使用人を兼ねることはできない。
 - 4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族（その他政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 専務理事は、会長を補佐し、協会の業務を執行する。
 - 4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況を調査することができる。
 - 3 前2項による監査又は調査の結果、協会の業務又は財産に関し、理事の不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを理事会に報告しなければならない。

(会計監査人の職務及び権限)

- 第26条 会計監査人は、法令で定めるところにより、協会の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1)会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2)会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事と

しての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、その定時会員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事並びに会計監査人は、会員総会の決議によって解任することができる。

2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される会員総会に報告するものとする。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対してその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる

3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

(顧問)

第30条 協会に、任意の機関として、2名以下の顧問を置くことができる。

2 顧問は、協会の重要事項について会長の諮問に応ずる。

3 顧問の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 顧問は、学識経験者のうちから理事会の承認を得て、会長が任命する。

5 顧問は、無報酬とする。

6 顧問に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

第6章 理事会

(理事会)

第31条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出

席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第35条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決の加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時を除く。）は当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会への報告の省略)

第37条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第4項の規定による報告については、適用しない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(基本財産)

第39条 次に掲げる財産は、協会の基本財産とする。

(1) 基本財産とすることを指定して交付された国庫補助金

(2) 次に掲げる者からの寄附金であつて、社団法人国際農業交流基金の総会で基本財産として繰り入れることを決議した財産

- ア 全国農業協同組合中央会
- イ 農林中央金庫
- ウ 全国農業協同組合連合会
- エ 全国共済農業組合連合会
- オ 全国新聞情報農業協同組合連合会
- カ 全国厚生農業協同組合連合会
- キ 社団法人家の光協会
- ク 社団法人全国信連協会
- ケ 財団法人日本豆類基金協会
- コ 社団法人全国トマト協会

2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、協会の事業遂行上、やむを得ない理由があるときは、会員総会において 総正会員の半数以上であつて、総正会員の3分の2以上の多数の決議を経て、その一部又は全部を処分し、又は担保に供することができる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項第3号から7号までの書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項中、定時会員総会への報告に代えて、会員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 協会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、会員総会の議決を経て、公益目的取得財産額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 協会が清算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 協会の報告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第48条 協会は、事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置き、会長が任命する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 委任

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に関する必要な細則は、理事会の決議により、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 協会の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 板垣 啓四郎 井上 直聖 齋藤 壽典 齋藤 豊 関 康洋
滝澤 勇 西牧 隆壯

監事 平岡 啓治 平野 昭

4 協会の最初の会長は西牧 隆壯、専務理事は井上 直聖、会計監査人は袖山 裕行とする。

附 則

この定款の変更は、会員総会の決議のあった日(平成29年6月27日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、会員総会の決議のあった日(令和6年6月25日)から施行する。